

議案第九十九号

三朝町表彰条例の一部改正について

次のとおり三朝町表彰条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年十二月二十三日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年拾貳月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町表彰条例の一部を改正する条例

三朝町表彰条例（昭和二十九年三朝町条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、同条第七号中「第五号」を「第三号」に改め、同号を同条第五号とする。

第五条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十号中「第五号」を「第三号」に改め、同号を同条第八号とする。

第七条第二項中「第六号」を「第五号」に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とする。

第八条第二項中「第三号まで及び第六号から第九号まで」を「第五号まで及び第七号、第八号」に改め、同条第三項を削る。

附則第二項中「第五号」を「第三号」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 三朝町表彰条例の一部を改正する条例（昭和四十九年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削る。